

「宮城県産特別栽培農産物推進店」登録実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度（以下「県認証制度」という。）に基づいて生産された宮城県産特別栽培農産物を利用している県内の飲食店及びホテル、旅館等の宿泊施設（以下「飲食店等」という。）を宮城県産特別栽培農産物推進店（以下「推進店」という。）として登録することにより、宮城県産特別栽培農産物に関する認知度、理解度の向上を図り、もって県認証制度を推進することを目的とする。

(登録の要件)

第2 県認証制度の基本理念に賛同し、推進店として登録を受ける者は、宮城県産特別栽培農産物への認知、理解が深まるよう、次の各号に掲げる基礎的要件を満たさなければならない。

- (1) 宮城県内に店舗を有する飲食店等または宮城県内に本店が所在する県外の飲食店等であること。
- (2) 宮城県産特別栽培農産物を活用した料理を1品以上、概ね年間を通して提供すること。
- (3) 前号の料理に利用した宮城県産特別栽培農産物の産地(可能な限り市町村名まで)をメニュー等で提示又は見やすい場所に掲示し、利用者にその情報を提供すること。
- (4) 宮城県産特別栽培農産物以外の農産物についても、できる限り県内産の利用に努めること。

(登録の手続)

第3 推進店の登録を受けようとする者は、別紙1の登録申請書に記入の上、宮城県農政部みやぎ米推進課に申請する。

2 県は、別紙1の登録申請書に記載されている事項が第2に定める要件に該当するかどうかを確認し、当該要件に該当すると認められるときは、宮城県産特別栽培農産物推進店登録台帳（以下「台帳」という。）に登録しなければならない。

3 県は、前項の規定による登録を行ったときは、登録者に対し、宮城県産特別栽培農産物推進店登録証（以下「登録証」という。）並びに登録表示板（以下「表示板」という。）を交付しなければならない。

4 別紙1の記述に変更が生じた場合は宮城県農政部みやぎ米推進課に連絡し調整を図るものとする。

(登録の期間)

第4 登録の期間は、登録日から3年を経過した日以後の最初の3月31日まで有効とする。

2 登録期間終了後、希望する場合は更新できるものとする。

(登録の取消し)

第5 第4において登録の更新を希望しない場合、あるいは、県が推進店となった飲食店等を訪問し、第2に定める要件に該当しなくなり、推進店としての適性を欠くと認められる場合には、登録を取り消すことができる。

(表示板の貸与及び設置)

第6 登録証を交付された店舗にあたっては、表示板の貸与を受けることができ、それを店先または店内に掲げることができる。

2 表示板は1店舗につき1体を貸与するものとする。

(登録証及び表示板の返却について)

第7 第5に該当する場合，速やかに登録証及び表示板を県に返却するものとする。

(表示板の複製の禁止)

第8 登録者は，県の許可無しに，表示板を複製又は他の材質若しくは規格により製作（以下「複製等」という。）し，推進店に掲げることを禁止する。

(登録者への支援)

第9 県は，推進店を効果的に宣伝するため，登録者に対し次の支援を行うものとする。

- (1) 県のホームページ等による情報発信
- (2) 食に関する各種行事，県産食材に関する情報提供
- (3) その他推進店の利用促進のため必要な事項

附 則

この要綱は，令和元年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は，令和2年3月25日から施行する。